⑹　入札方法　上記１⑵の業務一式に係わる総額にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

⑺　本調達案件は、原則、入札及び書類の提出を電子入札・開札システムで行うものとするが、「紙」による提出も受け付けることとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成22・23・24年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」及び「役務の提供等」のＡ、Ｂ又は、Ｃ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

①　入札書の提出場所

ⓐ　電子による入札データの提出場所
下記５に示すアドレス

ⓑ　紙による入札書の提出場所
下記②に示す場所。

②　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　福田　信幸　電話03―3580―3311　内線2144
ＦＡＸ03―5501―8097
上記３⑴②の場所において随時交付する。

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴②の場所において随時交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年10月14日午前11時00分　外務省入札・開札室　なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成23年10月13日午後５時00分までに上記３⑴②までＦＡＸにて連絡すること。

⑷　入札書の受領期限　「電子入札・開札システム」により入札及び書類の提出を行う者は、入札書類データを平成23年10月21日午後５時00分までに下記５に示すアドレスに提出すること（但し、入札書以外の書類を上記３⑴②に示す場所に「紙」により提出することは可とする。）。なお、「紙」による入札参加を希望する者は、同期限までに上記３⑴②に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑸　開札の日時及び場所　平成23年10月28日午前11時00分　外務省入札・開札室

⑹　問い合わせ先
入札手続き上記３⑴②に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房在外公館課在外勤務支援室　田中　　健　電話03―3580―3311　内線5198　ＦＡＸ03―5501―8117

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに電子データまたは書類にて提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該電子データまたは書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

５　電子入札・開札システムのアドレス及び問い合わせ先
外務省電子入札・開札システム
http://www.e-procurement.mofa.go.jp/
電話03―5501―8425（受付：平日09：30～17：30）

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuya Nashida, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.

⑵　Classification of the services to be procured : 57

⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Delivery of daily commodities, 1 set.

⑷　Fulfillment period : From early in November, 2011 through 31, march, 2012

⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "sale of product and offer of services, etc." in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012.

⑺　Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. 14, October, 2011

⑻　Time-limit for tender by electronic bidding system or tender bring with : 5 : 00 p.m. 21, October, 2011

⑼　Contact point for the notice : Ken Tanaka, Overseas Postings Support Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 5198

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年８月25日
支出負担行為担当官
東京税関総務部長　大西　　靖

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

Ａ　通関情報総合判定システム（ＣＩＳ）等に係る情報システム監査業務委託　一式

Ｂ　通関情報総合判定システム（ＣＩＳ）等に係る情報セキュリティ監査業務委託　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　入札説明書による。

⑸　納入場所　支出負担行為担当官が別途指定する場所。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。